●文化会館(横芝光町横芝922-1)

	時間区分		昼間	夜 間	
室			午前8時30分から 午後5時まで (1時間につき)	午後5時から 午後10時まで (1時間につき)	
集	슾	室	1,200円	1,800円	
寸	体	室	200円	300円	
相	談	室	200円	300円	
茶		室	100円	150円	
和		室	300円	450円	
学	習	室	200円	300円	
視	聴 覚	室	300円	450円	
会	議	室	200円	300円	
調	理実習	室	500円	750円	
工	芸	室	400円	600円	
備		考	2 営利利用は、町内の者が 町外の者が上記の表の額	合は上記の表の額の2倍 が上記の表の額の5倍の額、 の10倍 る場合は端数を1時間扱い	

●町民会館(横芝光町宮川11907-2)

室	時間区分室 名		昼間 午前8時30分から 午後5時まで (1時間につき)	夜 間 午後5時から 午後10時まで (1時間につき)	
集	会 大ホ-	室 -ル)	1,200円	1,800円	
会	議	室	200円	300円	
調	理 実	習室	400円	600円	
和		室	600円	900円	
学	習	室	300円	450円	
備		考	2 営利利用は、町内の者が 町外の者が上記の表の額	合は上記の表の額の2倍 が上記の表の額の5倍の額、 の10倍 る場合は端数を1時間扱い	

●横芝公民館(横芝光町横芝636)

時間区分				昼間	夜	間		
	~31515			前8時30分から	午後5日	午後5時から		
						午後9時30分まで		
室	h		午後5時まで					
至	名		(1時間につき)	(1時間	間につき)		
会	議	室						
視	聴 覚	室		200円		300円		
和		室						
調	理実	習室		300円		450円		
講		堂		500円		750円		
備		考	1 町	外の者が利用する	場合は上記の表	長の額の2倍		
1)用		与	2 1	時間未満の端数が	ある場合は端数	女を1時間扱い		

●ふれあい坂田池公園(横芝光町坂田池1-1)

施設区分		利用区分	ж <i>ү</i> -	使 用 料			
	他改区刀		利用区方	単 位	町内	町 外	
野 球	場	高校生以下	1時間	250円	750円		
到	场	场	一般	T 时间	500円	1,500円	
テ	テニスコート	. L	高校生以下	1時間・1面	100円	300円	
		. L	一般		200円	600円	
夜	# BB B7	明	野 球 場	30分	2,100円	6,300円	
1%	間照		テニスコート	30分・1 面	250円	750円	
ゲ	ートボール	レ場	一 般	1時間・1面	200円	600円	
			高校生以下	個人・1 時間	50円	150円	
陆	上競技	担	同权主以下	団体・1 時間	250円	750円	
座	上 況 1又	一勿	一般	個人・1 時間	100円	300円	
			刊文	団体・1 時間	1,000円	3,000円	
	上競技			1時間	2,100円	4,200円	

1 利用時間に単位未満の端数があるときは、これを切り上げるものとします。 2 10人以上の利用は、団体扱いとします。

利便性向 上のため、 門い合わせ 月から使用料金が変わりました。 社会文化課 使 用料金の統 84 1 3 5

の

●大総会館(横芝光町木戸台2016)

●上堺会館(横芝光町北清水189-2)

	時間区分		昼間	夜 間	
室			午前 8 時30分から 午後 5 時まで (1 時間につき)	午後5時から 午後10時まで (1時間につき)	
集	会 室	(大)	300円	450円	
集	会 室	(1/1)	100円	150円	
談	話	室	100円	150円	
和		室	100円	150円	
学	習	室	100円	150円	
備		考	2 営利利用は、町内の者が 町外の者が上記の表の額	合は上記の表の額の2倍 が上記の表の額の5倍の額、 の10倍 る場合は端数を1時間扱い	

●光文化の森公園(横芝光町宮川11917)

			使月	月 料	
施設区分	単位	入場料を領場合	徴収しない	入場料を徴収して利用し、 又は営利を目的とする催 物に利用する場合	
		町内	町 外	町内	町 外
芝生広場	1時間	1,000円	3,000円	10,000円	30,000円
電気設備	1時間	500円	1,500円	5,000円	15,000円
夜間照明	1時間	4,000円	12,000円	40,000円	120,000円